

先生方の日常生活をお守りします

傷害補償

団体
割引 **10%** 適用

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

NEW!

- 「個人賠償責任補償特約」の保険料を改定します。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末を受託品賠償の補償対象とします。

たとえば…

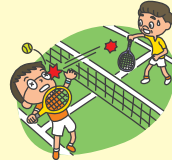
交通事故によるケガ



工作中的のケガ



スポーツ中のケガ



家庭内でのケガ



旅行中のケガ



POINT

- 「地震 噴火 津波 によるケガ」も補償します!(天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたときに、保険金をお支払いします。

- ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします

- ケガで入院(*1)や手術(*2)をしたときに、保険金をお支払いします

(*1) 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

(*2) 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

- ケガで通院(*3)したときに、保険金をお支払いします

(*3) 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

プラス

賠償・財産・費用に関する補償

- 携行品 (免責金額5,000円)

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

たとえば…

- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、ハンドバッグをひったくられた。



- 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

たとえば…

- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。



(*1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金額・保険料表(月払)

個人賠償責任保険で保険料改定がありました

※ご加入口数は1口のみです。

補償内容		FG1タイプ	FG2タイプ	FG3タイプ
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	3,000万円		
	入院保険金(日額)	10,000円		
	手術保険金(*1)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)		
	通院保険金(日額)	5,000円		
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		—	30万円	
個人賠償責任	加害者となった場合、 被害者となった場合、 両面からお守りいたします。	—	国内:1億円	国外:1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)(*2)		—	法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等) 1事故・保険の対象となる方1名あたり300万円までお支払いします	
ホールインワン・アルバトロス費用		—	—	50万円
保険料		年齢にかかわらず 6,600円	年齢にかかわらず 7,160円	年齢にかかわらず 7,730円

(*1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*2) 個人賠償責任にご加入の方のみご加入いただけます。
※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

●上記保険料は職種級別A(同窓会会員の医師等)の方を対象にしたものです。
その他の職種の方は取扱代理店にお問い合わせください。

各補償項目の保険の対象となる方(被保険者)の範囲は?

	ご本人(*1)	ご本人の配偶者	ご本人またはその配偶者の同居の親族	ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様
傷害・携行品 ホールインワン・アルバトロス費用	○	×	×	×
個人賠償責任	○	○	○	○
弁護士費用等(人格権侵害等)	○	○	○	○

※個人賠償責任において、ご本人(*1)が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※この続柄は損害の原因になった事故発生時におけるものをいいます。

(*1) 下表の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

保険の対象となる方(被保険者)ご本人について	① 日本大学医学部同窓会の会員	② 左記「①」の配偶者
------------------------	-----------------	-------------

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

● 弁護士費用等(人格権侵害等)

弁護士費用等(人格権侵害等)は、個人賠償責任とセット加入することにより、お客様が加害者となる場合、被害者となる場合両方のトラブル解決を総合的にお守りできます。

補償対象となるトラブル

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢(*2)・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ(*3)等により精神的苦痛を被った場合(*4)に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

たとえば…

- 自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- 電車内で痴漢(*2)され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- 子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

● ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(*5)
ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(*6)

- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細はお手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

たとえば…

- ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



(*2) 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

(*3) 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

(*4) 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

(*5) 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

(*6) 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含まれません。